

委託業務仕様書

1. 委託業務名 農業関連公共用地除草業務委託
2. 委託業務場所 豊橋市神野新田町地内
土地の所在・除草面積及び案内図（別紙1参照）
3. 業務内容
 - (1) 機械刈り（肩掛式も可）
 - (2) 刈り草の搬出
 - (3) 写真撮影
 - (4) 資源化センターにおける刈り草の処分
 - (5) 各回における業務実施報告書の提出
4. 留意事項
 - (1) 周辺の養魚池に枯れ草が飛散しないこと。
 - (2) 近隣の太陽光施設に石等が飛散しないこと。
 - (3) 付近の道路が狭いので他の交通の支障にならないこと
 - (4) 別紙1 図面番号1については、水路を跨ぐ必要があるため、敷地内へ進入する際に必要な措置等を講じて作業を行うこと。
 - (5) 除草を行う時期については、別紙1のとおりとする。ただし、草の繁茂状況を確認しながら実施することとし、必要に応じて協議の上、変更できるものとする。
 - (6) 刈り草の処分費については実績に応じて支払うこととし、第5回の支払い時に精算する。
想定投入料金 金100,000円
 - (7) 資源化センターへの投入に当たり、廃棄物対策課にて事業系一般廃棄物の投入許可をとること。
 - (8) 資源化センターへの投入に当たり、発注者が発行する廃棄物区分申添書を提出すること。
 - (9) 業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。
 - (10) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
 - (11) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安

全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

- (12) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- (13) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- (14) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- (15) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- (16) 建設工事保険等の加入について
 - ・ 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・ 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・ 保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。